

## 中等教職課程教職専任教員応募条件

### 教職専任教員 教授（専任教員）

#### 1. 募集人数

1人

#### 2. 応募資格

- 1 本学の建学の精神を尊重し、カトリシズムに基づく中等教職課程の編成・運営に積極的に協力できる方。
- 2 博士または修士の学位を有し、研究・教育上の業績と実績のある方。あるいは、それと同等の研究・教育上の業績と実績があると認められる方。
- 3 文部科学省の教職課程教員資格審査において適格判定を受けている方（履歴書に、適格判定を受けた科目名、年度、大学名を記してください）。
- 4 全私教協あるいは関私教協等の活動を行うことのできる方。また、地域の教育委員会等とコンタクトをもっている方。
- 5 中学校または高等学校の教員免許状を持っている方。
- 6 本学への通勤が可能な方。

#### 3. 担当科目

教育学概論・道德教育の研究・教職実践演習・教育実習など

#### 4. 採用予定年月日

2012年4月1日

#### 5. 選考方法

第一次選考 書類審査

第二次選考 面接審査（第一次選考を通った方に、あらためてご連絡いたします）

#### 6. 提出書類

- 1 履歴書（別紙様式）
- 2 研究・教育業績書（特に、教育業績書には、全私教協あるいは関私教協、地域の教育委員等での活動があれば、具体的に記してください）（別紙様式）
- 3 教職に関する著書あるいは学術論文  
学術論文は、過去5年以内に執筆した主要なもの3編（コピー可）
- 4 教員養成に対する考えあるいは抱負、特に、カトリシズムに基づく教員養成についての小論文。（1200字程度、書式は自由）

#### 7. 応募締切日

2011年8月31日（必着）

#### 8. 書類の提出方法および提出先

提出方法 郵送でお願いします。

提出先 〒182-8525 東京都調布市緑ヶ丘1-25

白百合女子大学 中等教職課程教職専任教員選考担当宛

#### 9. 問い合わせ先

白百合女子大学 文学部国語国文学科長 室城秀之

Eメール：hmuroki@shirayuri.ac.jp

## 教職専任教員 准教授・講師（特別専任教員）、あるいは助教

### 1. 募集人数

1人

### 2. 応募資格

- 1 本学の建学の精神を尊重し、カトリシズムに基づく中等教職課程の編成・運営に積極的に協力できる方。
- 2 修士の学位を有し、研究・教育上の業績と実績のある方。あるいは、それと同等の研究・教育上の業績と実績があると認められる方。
- 3 文部科学省の教職課程教員資格審査において適格判定を受けている方（履歴書に、適格判定を受けた科目名、年度、大学名を記してください）、あるいは、それが可能な方。大学での研究・教育の経験があることが望ましい。
- 4 教職関係の授業を担当しながら、専任教員と協力して、中心となって実習校との協議等や実習校での指導にあたってくれる方。
- 5 中学校または高等学校の教員免許状を持っていて、実際に中学校または高等学校の教員の経験がある方。
- 6 本学への通勤が可能な方。

### 3. 採用予定年月日

2012年4月1日

### 4. 任期

准教授・講師（特別専任教員） 5年（ただし、1回を限度に再任が認められることがある）  
助教 5年（再任なし）

### 5. 選考方法

第一次選考 書類審査  
第二次選考 面接審査（第一次選考を通った方に、あらためてご連絡いたします）

### 6. 提出書類

- 1 履歴書（別紙様式）
- 2 研究・教育業績書（特に、教育業績書には、全私教協あるいは関私教協、地域の教育委員等での活動があれば、具体的に記してください）（別紙様式）
- 3 教職に関する著書あるいは学術論文や実践報告  
学術論文や実践報告は、過去5年以内に執筆した主要なもの3編（コピー可）
- 4 教員養成に対する考えあるいは抱負、特に、カトリシズムに基づく教員養成についての小論文。（1200字程度、書式は自由）

### 7. 応募締切日

2011年8月31日（必着）

### 8. 書類の提出方法および提出先

提出方法 郵送でお願いします。  
提出先 〒182-8525 東京都調布市緑ヶ丘1-25  
白百合女子大学 中等教職課程教職専任教員選考担当宛

### 9. 問い合わせ先

白百合女子大学 文学部国語国文学科長 室城秀之  
Eメール：hmuroki@shirayuri.ac.jp

学則 第1条

(建学の精神)

白百合女子大学における教育の基本理念はキリスト教、特にカトリシズムの世界観による人格形成にある。

本学の母体であるシャルトル聖パウロ修道女会の創立の精神に則り、知性と感性との調和のとれた女性の育成をめざす。

(教育目標 一真・善・美一)

真理の探究という知性の絶えざる研磨に加え、人格的自己完成という単独では獲得しえない徳性を、人々への誠実な愛と奉仕の姿勢を身につけることによって可能な限り追求し、自己と自己をとりかこむ一切のものの中に美を見出し、また謙虚さに根ざした畏敬の念を感受してゆくこと、そこに本学の教育目標は置かれている。

校名、校章にも、「白百合」の花を選び、清楚、謙虚さの中に気品を保ち、豊かな人間性と広い視野のうえに専門的な知識を備えた自立的女性の育成を、その目標とする。

## 白百合女子大学の任期を定めた教員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、白百合女子大学における任期を定めた教員に関し必要な事項を定める。

(任期を定める職)

第2条 任期を定めて任用する教員の職は、次のとおりとする。

(1) 教授、准教授および講師（以下「特別専任教員」という）。

(2) 助教

(任期)

第3条 任期を定めて任用する教員の任期および再任については、次のとおりとする。

(1) 特別専任教員 5年

ただし、本学が必要と認めた場合には1回を限度に再任することができる。

(2) 助教5年（再任不可）

2 前項の規定にかかわらず、任期中に教職員就業規則第21条に定める定年に達する場合、その年度末をもって任期の末日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該教員は、当該任期の最初の1年を経過した後、本人の意思により退職することは妨げられない。

(職務等)

第4条 特別専任教員および助教の職務等については、別に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

付則 本規程は、2010年（平成22年）4月1日より施行する。

本規程は、2011年（平成23年）4月1日より施行する。

## 特別専任教員の職務等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は「白百合女子大学の任期を定めた教員に関する規程」第4条に基づき、特別専任教員の職務等について定める。

### (職務)

第2条 特別専任教員は、授業を担当する他、資格課程に関する必要な業務を行う。

2 特別専任教員は、教授会、研究科委員会または各種委員会の構成員とはならない。

### (採用条件)

第3条 特別専任教員は、資格課程教育に関して優れた実績を有する者でなければならない。

### (選考手順)

第4条 特別専任教員の選考手順については、白百合女子大学教員選考手順内規を準用する。

### (昇任の不適用)

第5条 特別専任教員の任期期間中、昇任は行わない。

### (就業)

第6条 特別専任教員の就業については、この規程および個別の契約書に定めるもののほか、白百合女子大学教職員就業規則を準用する。

### (給与)

第7条 特別専任教員の給与は、年俸制とし、年俸を12で除した額を毎月支給する。

2 通勤手当は、別途支給する。その他の手当は支給しない。

3 特別専任教員の昇給はない。

4 給与については、この規程および個別の契約書に定めるもののほか、白百合女子大学給与規程を準用する。

### (規程の不適用)

第8条 特別専任教員については、教員特別研修規程は適用しない。

### (代表者の地位)

第9条 特別専任教員は、研究奨励、共同研究および補助金対象研究の代表者になることはできない。

### (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

付則 この細則は、2010年（平成22年）4月1日より施行する。

この規程は、2011年（平成23年）4月1日より施行する。